

の項を給与し以て養贍を為す。茲に入貢の便に当たれば、蔣隆順等二十五名を將て二号貢船に附搭し、送りて閩省に回らしむるを除くの外、合に就ちに移知すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩為わくは查照して施行せんことを。

須らく咨に至るべき者なり。

計開す

風を被るの難商 船戸蔣隆順 舵工倪君華
 水手施岐山 郁正元 姜在明 黄明周 金法祥 陸財

施廷玉 徐天益 張元觀 黄友觀 朱上林

宋越凡 陳聖三 曹聖榮 朱連觀 茅林 錢富觀

袁天章

福建興化府莆田県の客商游華利 游涓 陳泰 陳清 陳潜

以上、難商、共計二十五名

一、関聖帝君一位 一、三官大帝一位

一、千里眼將一位 一、順風耳將一位

一、宮娥一位 一、彩女一位

一、銅鑼一面 一、舖蓋二十二付

一、衣箱一個

以上、共計十一件

右、福建等处承宣布政使司に咨す

乾隆五十一年（一七八六）十一月初二日

注*本文書は校訂本では「施廷玉」以降八行欠落しており、「七三二一三」により「施廷玉」く「共計二十五名」まで七行を補った。残り一行は「共計十一件」によると隨身の物件で天上聖母（天后娘娘）に関するものと思われるが不明である。

(1) 蘇州府元和県 江蘇省蘇州府は、東は松江府、西は常州府に接する。元和県は清代、長州・呉県とともに蘇州の府治とされた。

(2) 関東牛庄県 関東は山海関の東の意。現在の中国東北部。牛庄は奉天府西部に位置し、錦州府と接する。

(3) 登州府黄県 登州府は山東省の東北、山東半島の北端で、黄県は登州府の南、渤海湾を臨む。

(4) 香末包 匂い袋。香の粉をつめた袋。

(5) 武定府利津県 武定府は山東省の北、直隸省と接する。利津県は武定府の南西に位置し、黄河河口部に面する。

(6) 興化府莆田県 福建省中部の沿海地区。南は泉州府に、北は福州府に接する。莆田県は興化府の中心部に位置する。

(7) 武定府海豊県 武定府は山東省の北、直隸省と接する。海豊県は武定府の北に位置し、現在の山東省無棣県。

(8) 将 校訂本底本の鎌倉本では「奨」だが台湾本および本文書が引用されている「七三二二」により「将」とした。

2-73-11

琉球国中山王尚穆の、乾隆四十九年の進貢のため、都通事林維新等に付した符文（乾隆五十一「一七八六」、十一、二）

琉球国中山王尚（穆）、進貢の事の為にす。

照らし得たるに、本爵、世天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に乾隆五十一年の進貢の期に当たれば、特に耳目官翁秉儀・正議大夫阮廷宝・都通事林維新等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百を過ぎざるの員名を率領し、海船二隻に坐駕せしめ、煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して両船に分載す。一船の札字第一百三十三号には煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き叩きて聖禧を祝らしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して使ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の札字第一百三十二号半印勘合の符文一道を給発し、都通事林維新等に附し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の験実^もに遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母からしめよ。

須らく符文に至るべき者なり

計開す

正使耳目官一員	翁秉儀	人伴一十二名
副使正議大夫一員	阮廷宝	人伴一十二名
朝京都通事一員	林維新	人伴七名
在船都通事二員	阮成善 陳天龍	人伴八名

在船使者四員 ⁽²⁾ 翁天保 毛必揚
⁽³⁾ 経邦俊 ⁽⁴⁾ 松明思 人伴一十六名
 存留通事一員 ⁽⁵⁾ 鄭章観 人伴六名
 在船通事一員 ⁽⁶⁾ 鄭文英 人伴四名

管船火長・直庫四名 ⁽⁷⁾ 魏用礪 慶全保
 水梢共に一百二十名 紹文光

右の符文は都通事林維新等に付し、此れを准けしむ
 乾隆五十一年（一七八六）十一月初二日

注 (1) 阮成善 真玉橋里之子親雲上（『家譜（二）』三三一頁、蔡任徳の譜）。乾隆五十一年の在船都通事。『宝案』では乾隆五十八年の在船都通事（巻八〇）、嘉慶三年の結状に正議大夫（巻八八）としても名がみえる。

(2) 翁天保 乾隆五十一年の在船使者。

(3) 経邦俊 乾隆五十一年の在船使者。

(4) 松明思 乾隆五十一年の在船使者。

(5) 鄭章観 屋部親雲上（『家譜（二）』三八頁、魏善繼の譜）、のちに屋富祖親方（『家譜（二）』六二七頁、鄭嘉訓の譜）と称した。『宝案』では乾隆五十五年・嘉慶三年の朝京都通事（巻七・七八）、嘉慶十一年の結状に紫金大夫（巻一〇一）、十三年の冊封謝恩の副使紫金大夫（巻一〇四）としても名がみえる。

(6) 鄭文英 ？ 乾隆五十八年（一七九三）。大嶺親雲上。『宝案』では乾隆五十八年の朝京都通事（巻七九）としても名がみえる。乾隆五十八年に北京へ赴く途中、病没（『家譜（二）』六二六頁、鄭嘉謨の譜）。鄭文英の墓は江蘇省淮安市淮陰区にある。

(7) 魏用礪 乾隆元々嘉慶十年（一七三六～一八〇五）。久米村系魏

氏（高嶺家）七世（『魏姓家譜 小宗 高嶺家』）。乾隆五十一年の管船火長。

2-73-12

琉球国中山王尚穆の、乾隆四十九年の進貢のため、進貢頭号船の存留通事鄭章觀等に付した執照

（乾隆五十一年《一七八六》、十一、二）

琉球国中山王尚（穆）、進貢の事の為にす。

照らし得たるに、本爵、世天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に乾隆五十一年の貢期に当たれば、特に耳目官翁秉儀・正議大夫阮廷宝・都通事林維新等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百を過ぎざるの員名を率領し、海船二隻に坐駕せしめ、煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して両船に分載す。一船の礼字第一百三十三号には煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船の礼字第一百三十四号には煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き叩きて聖禧を祝らしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第一百三十三号半印勘合の執照一道を給発し、存留通事鄭章觀等に付し、収

執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

正使耳目官一員 翁秉儀 人伴一十二名

副使正議大夫一員 阮廷宝 人伴一十二名

朝京都通事一員 林維新 人伴七名

在船都通事一員 阮成善 人伴四名

在船使者二員 翁天保 人伴八名
毛必揚

存留通事一員 鄭章觀 人伴六名

管船火長・直庫二名 梁邦弼 慶全保

水梢共に五十九名

右の執照は存留通事鄭章觀等に付し、此れを准けしむ
乾隆五十一年（一七八六）十一月初二日

2-73-13

琉球国中山王尚穆の、乾隆四十九年の進貢のため、進貢二号船の在船通事鄭文英等に付した執照

（乾隆五十一年《一七八六》、十一、二）

琉球国中山王尚（穆）、進貢の事の為にす。

照らし得たるに、本爵、世天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して